

豊富町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

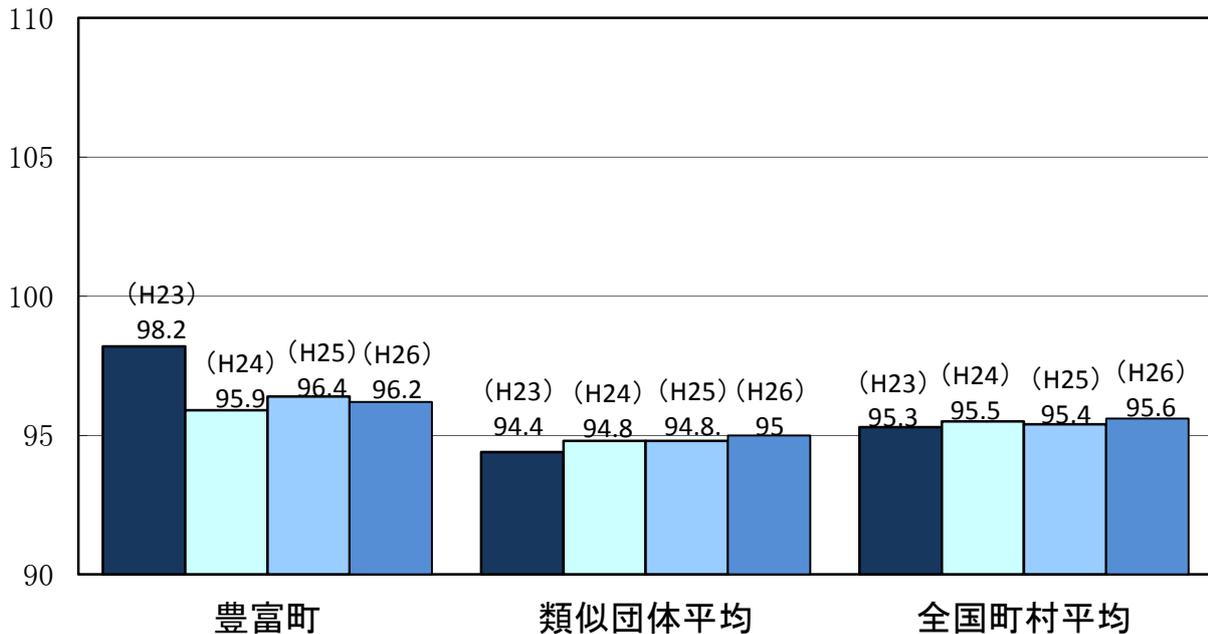
区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(25年度末)	A		B	B/A	24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	4,191	5,704,314	534,609	731,196	12.8	13.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	83	287,134	45,545	94,672	427,351	5,149	5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概略】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級全号俸及び2級初任給かかる号俸の引き下げなし。3級以上の級の高位号俸は最大4%程度引き下げし、5・6級に号俸を増設。激変緩和のための経過措置として3年間の現給補償を実施。

②その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について、国と同様の基準を用いて制定。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
豊富町	40.5 歳	300,900 円	348,400 円	340,139 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

(注)1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		豊富町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	271,500 円	299,900 円	— 円
	高校卒	226,400 円	271,900 円	316,000 円

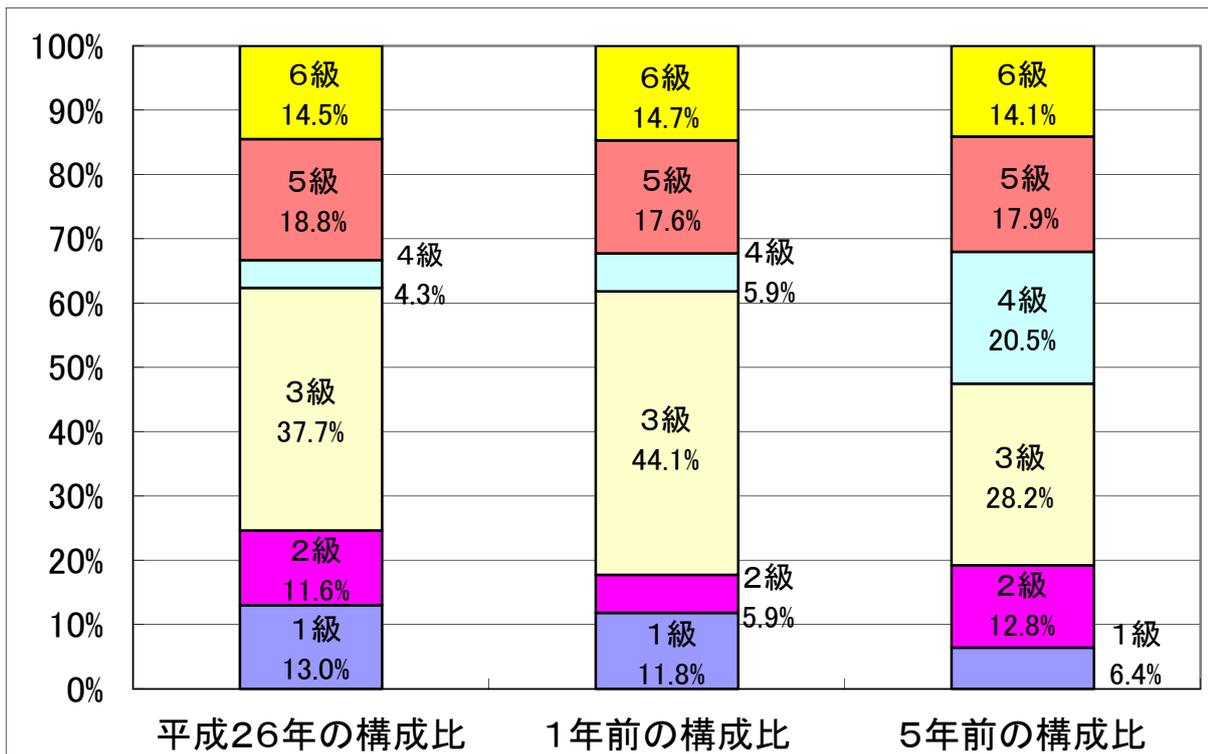
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行なう職務	9 人	13.0 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務	8 人	11.6 %
3 級	主査・主任等の職務 係長及び総括主任の職務	26 人	37.7 %
4 級	困難な業務を分掌する主査・主任等の職務 困難な業務を分掌する係長及び総括主任の職務	3 人	4.3 %
5 級	課長補佐及び課長補佐相当等の職務	12 人	18.8 %
6 級	会計管理者、課長、及び課長相当等の職務	10 人	14.5 %

(注) 1 豊富町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定を行っていないため、年齢区分により一律昇給している。(病気休暇者等を除く)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊 富 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,390 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の評定を行っていないため、在職期間率により一律支給している。(病気休暇者等を除く)

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

豊 富 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置(2%～20%) (勸奨退職特別措置 4～12号俸)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,981 千円	24,402 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	16,225,760 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	1,081,717 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	18.0 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	職員が本務として、町税の調査、検査、賦課徴収、又は滞納処分での業務に従事する職員	町税の徴収業務及び滞納処分の動産差押事務	従事した日1日230円
医務手当	医師	医師業務	月額750,000円以内
夜間看護手当	町立の病院に勤務する看護師	夜間看護業務	勤務1回につき6,800円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	23,221 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	293 千円
支給実績（24年度決算）	18,969 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	196 千円

※休日勤務手当を含む。

(注)職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円/月 扶養親族 6,500円/月 配偶者なし1人目 11,000円 特定扶養親族加算 5,000円	同		10,115 千円	229,899 円
住居手当	持ち家月額 8,000円 (10年目まで 12,000円) 借家・借間 (月額1万2千円を超える家賃) 家賃2万3千円以下:家賃-1万2千円 家賃2万3千円~5万5千円未満: (家賃-2万3千円)×1/2+1万1千円 家賃5万5千円以上:2万7千円	異	支給額	7,953 千円	162,310 円
通勤手当	通勤のために自動車等を使用する者に通勤距離に応じて2,000円~24,500円を支給 交通機関利用者には55,000円を限度に支給	同		1,080 千円	108,040 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職 給料月額の10% 課長補佐職 給料月額の8%	異	支給率	13,277 千円	974,210 円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族あり 131,900円 扶養親族なし 72,900円 その他 51,700円	同		10,906 千円	93,215 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

給料	区分	給料月額等		
			(参考)類似団体における最高/最低額	
料	町長	700,000 円	820,000 円 /	458,500 円
	副町長	570,000 円	647,000 円 /	421,500 円
報 酬	議長	220,000 円	310,000 円 /	171,100 円
	副議長	180,000 円	251,000 円 /	119,000 円
	議員	160,000 円	230,000 円 /	100,000 円
期 末 手 当	町長 副町長	(25年度支給割合) 3.85 月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 4.4 月分		
退 職 手 当	町長	(算定方式) 70万×20.504	(1期の手当額) 14,352,800円	(支給時期) 任期毎
	副町長	57万×12.936	7,373,520円	任期毎
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

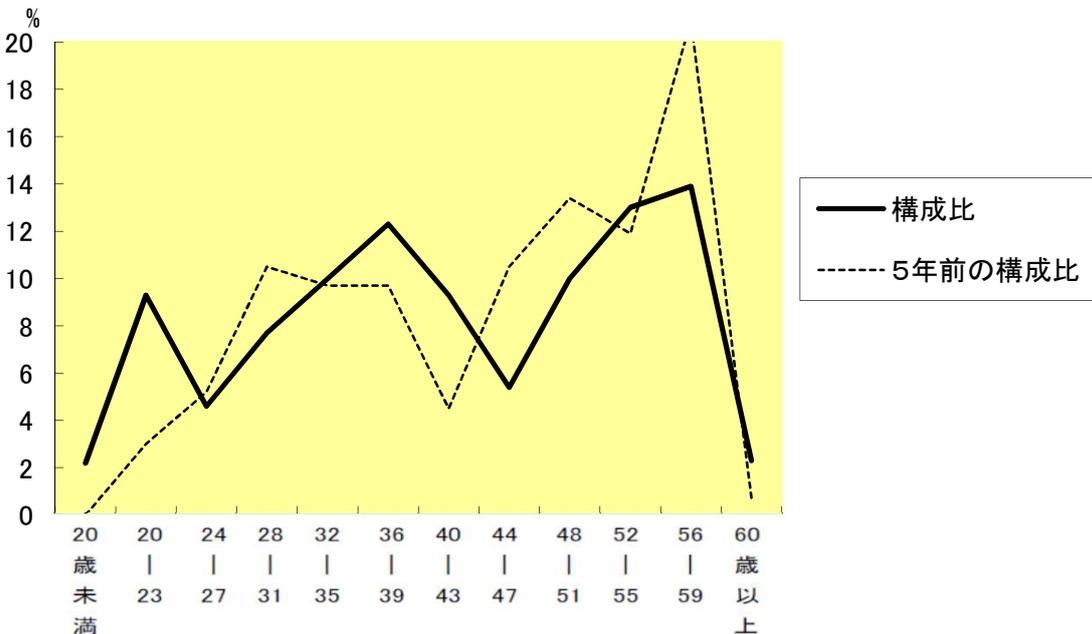
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	人事上の全体的な人員調整によるもの
	総 務	20	20	0	
	税 務	5	4	-1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	9	9	0	
一般行政部門	商 工	6	6	0	施設整備事業業務増加による職員増 定年退職後の職員が補充されていないもの
	土 木	6	7	1	
	民生	16	15	-1	
	衛生	12	12	0	
	計	76	75	-1	
	教育部門	9	9	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 181.159 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 172.33 人)
	小 計	85	84	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 202.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.11 人)
公営 企業計 等部門	病 院	34	36	2	看護師等の欠員補充
	水 道	2	2	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	7	7	0	
	小 計	44	46	2	
合 計		129	130	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 314.00 人
		[167]	[167]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	12人	6人	10人	13人	16人	12人	7人	13人	17人	18人	3人	130人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	80	77	79	78	76	75	△ 5 (△1.3%)
教育	10	9	9	9	9	9	△ 1 (△10.0%)
普通会計計	90	86	88	87	85	84	△ 6 (△1.2%)
公営企業等会計計	44	45	45	42	44	46	2 (△2.3%)
総合計	134	131	133	129	129	130	△ 4 (△2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。